富津漁港（下洲地区） 漁港施設等活用事業の実施計画 公募要領

第１　目的

この公募は、令和８年３月３１日に策定した富津漁港（下洲地区）における漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下、「活用推進計画」という。）に従い、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和２５年法律第１３７号）（以下、「漁港法」という。）第４２条第１項の規定により、漁港施設等活用事業を実施しようとする者が作成する漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下、「実施計画」という。）を募集することを目的としている。

第２　貸付内容

１　貸付けをしようとする漁港施設（活用推進計画参照）

漁港施設の種類	施設所有者	面積（㎡）
船揚場	千葉県	３，７７７．００㎡
野積場用地	千葉県	７，０９８．０７㎡
漁具保管修理施設用地	千葉県	５，９５９．５２㎡
漁具保管修理施設用地	千葉県	９，００９．６９㎡

２　占用をさせようとする漁港の区域内の水域（活用推進計画参照）

水域名	面積（㎡）
水域	１４，９１５．０５㎡

３　貸付期間

令和８年度～令和３７年度（最大３０年間）

第３　提出方法

１　提出資料

【（１）～（６）必須、（１２）任意だが提出を推奨、（７）～（１１）・（１３）該当ある場合】

（１）漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定に係る申請書（様式１）
（２）富津漁港(下洲地区)　漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）（様式２）
（３）役員等名簿（様式３）
（４）誓約書（「４（２）」のいずれにも該当しないことを誓約する書面）（様式４）
（５）登記事項証明書（応募時点で登記が完了していない場合は、申請者の構成がわかる資料）又は申請者の住民票の写し

（６）漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料（任意様式）
（７）活用事業施設の設置を行う場合、活用事業施設の平面図・縦断面図・横断面図・構造図その他漁港施設の形質変更の内容を明らかにする図面等
※設置施設が申請時点で未定であり、今後漁港管理者と協議の上決定する場合は、確定場所のみ提出でも可とする。
（８）縮尺二万五千分の一又は五万分の一の位置図及び土地地形図（公図の写し）
（９）直接の利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書（任意様式）
（１０）活用事業施設の利用方法が分かる書類（管理規程等）（任意様式）
（１１）活用事業施設の利用料金が分かる書類（利用料金表、近隣施設との比較表など）（任意様式）
※（１０）・（１１）は、施設利用者から施設の利用料金を徴収しようとするときに提出が必須。
（１２）企画提案書（任意様式）
事業理念、方針
事業内容、事業採算性、地域への波及効果
周辺環境への配慮（工事中、営業開始後）
事業実施体制（組織図）
原状回復措置を履行する実効性確保方策
事業スケジュール
会社概要（パンフレット等）
（１３）その他必要と認める書類（任意様式）

２　受付期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２５日（水）１７時まで ※必着
（応募の意向がある場合は、１１月１８日（水）までにメールで連絡）

３　提出方法

紙で１部、電子データを保存したＣＤ を１部、事務局に持参または郵送する。
持参する場合は事前に事務局へ持参日時を連絡すること。
郵送する場合は、封筒に「漁港施設等活用事業申請書在中」と記載し、書留郵便等配達記録が残るようにすること。受付期限までに必着すること。

４　資格

（１）民間企業、漁業協同組合、ＮＰＯ法人、その他法人及び個人または複数の者で構成する連合体で、提出した実施計画の内容を適正かつ確実に履行できる者。実施計画の提出時点で法人格として登記されていない場合でも、実施計画を提出することができる（実施計画の認定後、契約等の手続きを行うため、すみやかに登記を完了させること）。なお、連合体で申し込む場合には、以下の内容を遵守すること。
① 連合体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。
② 代表者は、本県との調整の窓口を行い、構成員との事業分担を明確にした資料を提出すること。代表者は、事業者決定後もその役割を承継するものとする。ただし、

県が認める場合は変更可能とする。

③ 連合体の代表者及び構成員は、他の連合体の代表者及び構成員にならないこと。

（２）次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、資格を有しない。

① 漁港及び漁場の整備等に関する法律第５１条の欠格事由に該当する者

② 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

④ 千葉県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

⑤ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である現職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

第４ 実施計画の作成

実施計画の作成にあたっては、活用推進計画の基本的な方針を踏まえたうえで、活用推進計画に定める範囲内で、具体的な事業内容及び実施事項を記載すること。
作成にあたっては、様式２の「備考」を確認のうえ記載すること。不明な点があれば事務局へ問い合わせること。

１　貸付料・占用料

① 貸付料については、千葉県公有財産管理規則（昭和４４年１２月１５日　　規則第９９号）第３０条に基づき、下記のとおりとする。

土地貸付料　年額　１１,４４１円×実施計画に明記されている面積×４/１００

② 占用料については、千葉県漁港管理条例（昭和３５年４月１５日条例第１７号）第１８条の２に基づき、下記のとおりとする。

水域占用料　年額　１０５円/㎡（水域の占用で工作物を設置する場合のその他のもの）
　　年額　　８０円/㎡（水域の占用で工作物を設置しない場合）

※なお、貸付料・占用料については、条例改正等により金額が変更となる場合があります。

額の算出は、提出資料を基に事務局にて算定し、受付締切後に申請者に確認する。確認の結果、辞退する者は、辞退書を提出すること。

２　漁港施設等の維持管理費

これまで漁港管理者が実施してきた維持管理、すなわち富津漁港（下洲地区）本来の機能を維持・保全するための費用については、これまでの管理水準を踏まえ、漁港管理者が負担する。

その他、活用事業を実施するにあたり新たに発生する費用、すなわち漁港の本来目的以外の用途に起因する維持管理費については、実施計画が認定された事業実施者（以下、「認定計画実施者」という。）が負担する。

なお、海業推進エリアにおける大規模な修繕（水域の浚渫等）に係る費用負担については、別途漁港管理者と認定計画実施者が協議の上決定する。

第５ 認定の手続き

１　スケジュール

実施計画の認定に向けたスケジュールは下記のとおりとする。

募集・受付開始 令和８年１１月４日（水）
募集に関する質問締切 令和８年１１月１３日（金）
質問に対する回答 令和８年１１月１８日（水）
応募の意向をメールにより連絡する締切 令和８年１１月１８日（水）
提出資料の受付締切 令和８年１１月２５日（水）１７時必着
貸付料の確認 令和８年１１月３０日（月）
※辞退する場合は令和８年１２月２日（水）までに辞退書提出
実施計画の概要の公告・縦覧、意見書提出の受付
令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月２１日（月）まで（予定）
実施計画の審査 令和９年１月予定
実施計画の認定・公表 令和９年２月予定

２　実施計画の審査

提出された実施計画について、漁港法施行規則第 38 条の規定により計画の概要を公告・縦覧したうえで委員会において審査し、認定計画実施者となる１者を選定する。

書面審査を基本とするが、委員会からヒアリングの要請があった場合は、協力すること。

審査は、漁港法第４３条第１項の各号に適合するものを、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針に沿って行う。

３　結果の連絡

審査結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、認定した実施計画（以下、「認定計画」という。）の概要については公表する。

４　その他

認定計画の実施に当たっては、認定計画実施者の責任において関係法令及び法令適合等を　確認し、その内容を遵守しなければならない。もし、関係法令等を遵守していないことが明らかになった場合には、計画の認定を取り消す場合がある。

第６ その他

１　計画認定後の手続きについて

審査が終了し、実施計画が認定・公表された後に、漁港用地の貸付について貸付契約書を締結する。賃貸契約書の案は提示のとおりであるが、面積については活用推進計画の面積で記載しており、実際の契約にあたっては、認定計画の面積となる。なお、水域の占用については、実施計画を認定することにより、占用を許可することとなる。

２　事業の継続が困難になった場合等の措置

（１）事業開始後、認定計画実施者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は、千葉県は認定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部を停止させることができる。この場合、認定計画実施者は、千葉県に生じた損害を賠償するものとする。

（２）不可抗力その他千葉県または認定計画実施者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、千葉県と認定計画実施者は事業の継続の可否について協議し、継続が困難と判断したとき、認定計画実施者の認定の取消すことができるものとする。

第７　事務局

千葉県農林水産部水産局漁港課漁港管理班
〒２６０-８６６７
千葉市中央区市場町１－１
℡　０４３－２２３－３０２０（直通）
E-mail minato4@mz.pref.chiba.lg.jp

＜賃貸契約書の案＞

県有財産貸付契約書

貸付人千葉県(以下「甲」という。）と借受人　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	備考
富津市川名 1830-17 地先	船揚場	3,777.00 ㎡	
富津市川名 1830-16	野積場用地 (漁港施設等活用事業)	7,098.07 ㎡	
富津市富津 2430-16	漁具保管修理施設用地 (漁港施設等活用事業)	5,959.52 ㎡	
富津市富津 2430-16	漁具保管修理施設用地 (漁港施設等活用事業)	9,009.69 ㎡	

２　本物件は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和２５年法律第１３７号）第４３条に基づき認定された実施計画（以下「認定計画」と言う。）による貸付であり、実測面積と相違した場合であっても甲及び乙は第４条に規定する貸付料の増減額請求を行わないものとする。

（使用目的）

第２条　乙は、貸付物件を認定計画に記載した使用目的のとおりに使用しなければならない。

（貸付期間）

第３条　貸付期間は、令和９年　月　日から令和１０年３月３１日までとする。

２　乙は、貸付期間を延長しようとするときは、当該貸付期間満了の３０日前までに、その意思を甲に通知するものとする。

３　前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約は認定計画の期間内において、３年毎に更新されるものとし、以後も同様とする。この場合において、更新後の貸付料は甲が別に定める基準により算定した額とする。

（貸付料）

第４条　貸付料は、金　　円とする。

（貸付料の納付）

第５条　乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

（遅延利息）

第６条　乙は、貸付料を納期限までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

２　乙は、納期限までに貸付料を納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数につきその金額に年３パーセントの率（年当たりの率は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、３６５日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲の発行する納入通知書により、一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が１００円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

（充当の順序）

第７条　乙が、貸付料及び遅延利息を納付すべき場合において、納付した金額が貸付料及び遅延利息の合計額に満たないときは、遅延利息に充当する。

（物件の引渡）
第８条　甲は、第３条第１項に定める貸付期間の初日に、貸付物件を乙に引き渡ししたものとする。
（免責）
第９条　乙は、引き渡された貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合であっても、甲に対し貸付物件の修補の請求、貸付料の減額の請求、損害賠償の請求又は契約解除その他一切の請求をすることができない。
（滅失又はき損の場合の措置）
第 10 条　乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損したときは、直ちに応急措置をとると共に甲に通知し、その指示を受けなければならない。
２　甲は、前項に定める滅失又はき損が乙の責に帰することのできない事由によるものであると認めたときは、滅失又はき損した部分に係る貸付料を免除することができる。
３　貸付物件の全部が滅失その他の事由により使用することができなくなった場合であっても、乙は第１項に基づき応急措置や甲への通知を行い、甲から受けた指示を実施した後、その確認を受けなければならない。
（物件の保全義務等）
第 11 条　乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。
２　乙は、貸付物件の原状を変更しようとするときは、詳細な理由を付した書面により甲にその承認を求めなければならない。
３　前項の規定に基づく甲の承認は、書面によるものとする。
（修繕義務等）
第 12 条　甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、該当物件の改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。
（原状回復義務）
第 13 条　乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失した場合は、乙の負担において原状に回復しなければならない。
（転貸等の禁止）
第 14 条　乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を転貸し、賃借権を譲渡し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。
２　乙は、貸付物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件を使用させてはならない。
（契約の解除）
第 15 条　乙が貸付料を滞納した場合において、甲の催告にもかかわらず納期限を３箇月以上経過してもなお履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。
２　前項に定めるほか乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
３　貸付物件を国、県その他公共団体において公用又は公共用に供するために必要が生じたときは、甲は本契約を解除することができる。
４　甲は、乙が前条第２項の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当する者と認められたときは、催告なしに本契約を解除することができる。
一　貸付物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
二　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以

下「暴力団員」という。）である者
三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
五　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
六　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
七　前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約を行う者

５　甲は、第１項、第２項又は前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

６　乙は、甲が第４項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（貸付物件の返還）

第 16 条　乙は、第３条第１項に規定する貸付期間が満了したとき、民法第６１６条の２の規定により契約が終了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件の引き渡し後にこれに生じた損傷（通常の使用によって生じた損耗並びに経年変化を除く。）がある場合において、その損傷を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、貸付物件が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲がその損傷を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（貸付料の清算）

第 17 条　甲は、第１５条第３項の規定により本契約を解除したときは、乙に未経過期間に係る貸付料を返還するものとする。ただし、その額が千円未満の場合はこの限りでない。

（損害賠償等）

第 18 条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではない。

２　乙は、第１５条第３項の規定により本契約が解除された場合において損失が生じたときは、その補償を甲に請求することができる。

（有益費等の放棄）

第 19 条　乙は、第３条第１項に規定する貸付期間の満了、民法第６１６条の２の規定により契約が終了した場合又は第１５条第１項、第２項若しくは第４項の規定により契約を解除された場合において貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費又は有益費があっても、これを甲に請求しないものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第 20 条　乙は、貸し付けられた漁港施設に自己の権限により附属させた物を担保として提供しようとするときは、甲の承諾を得なければならない。

（実地調査等）

第 21 条　甲は、本契約に基づく乙の義務の履行状況を把握しその履行を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、貸付物件の利用状況等を甲に報告し、参考となるべき資料を甲に提出しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく前２項に定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（契約の費用）

第 22 条　本契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 23 条　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（裁判管轄）

第 24 条　本契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄する千葉地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため本契約書２通を作成し、両者記名押印の上各自その１通を保有する。

年　月　日

貸付人（甲）　千葉市中央区市場町１番１号
千　葉　県
千葉県知事

収　入 印　紙

借受人（乙）